



新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者を支援します！

魚津市飲食業関連事業者支援給付金のご案内

令和3年3月23日時点 魚津市商工観光課

要件	令和3年1月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した事業者で、以下のどちらかに該当すること ・県の時短要請の対象となった飲食店と直接取引のある事業者 ・運転代行業（「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた又は受ける予定の事業者を除く。） ※上記は富山県飲食業関連事業者支援給付金の支給要件と同様となります。
給付金額	10万円
申請受付期間	令和3年3月23日（火）～4月30日（金） 必着
申請書類	1. 申請書（様式第1号） 2. 請求書（様式第4号） 3. 富山県飲食業関連事業者支援給付金の交付対象者であることが確認できる書類 3-① 県給付金の振込が確認できる預金通帳（振込記載部分及び名義人部分）の写し 【3-①がない場合、以下が必要】 3-② ・令和3年1月の売り上げが前年同月比で50%以上減少したことがわかる書類 ・直近の事業年度の確定申告書の写し ・本人確認書類（個人事業主のみ） ・誓約書（様式第2号） （運転代行業以外の場合） ・時短営業した事業者と取引したことがわかる書類 （運転代行業の場合） ・認定証の写し※富山県公安委員会が交付したもの

【お問い合わせ先】 魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uozu.lg.jp



詳細は魚津市HPをご覧ください。